

被災した農業用ハウス、農作物等を処理したい

被災した農業用ハウス、農作物等の処理については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 出荷できなくなった農作物や使用できなくなった培地等の撤去（持続的生産強化対策事業）
- (2) 被災した農業用ハウス等の処理（災害廃棄物処理事業、農地利用効率化等支援交付金、持続的生産強化対策事業）

2. 対策事業と農家の負担割合

| 支援内容 | 対応事業 | 支援の内容 | 担当及び問合せ先 |
|--------------------|---|--|---|
| 被災した農作物や培地等の撤去 | 持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援) | 国：1,500円/10a以内 農家：事業費と補助額の差額 | 農産局 総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 |
| 被災した農業用ハウスの撤去 | 作物転換や規模拡大等に取り組む場合、不要となったパイプ等の撤去にかかる経費について、 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援） により支援 | 国：1/2 農家：1/2 | 農産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945 |
| | 農業者等が行う場合、 農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ) により支援 ※ 今後も営農を継続する見込みがあることが条件 | 国：園芸施設共済加入者は共済金と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は3/10 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担) | 経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148 |
| 被災した農業用ハウス、農作物等の処理 | 被災した農業用ハウス、農作物等が長期間放置され新たな災害等により周辺環境へ支障を及ぼすおそれがあるなど、生活環境保全の観点から支障があると認められる場合であって、市町村が一体的に収集(撤去を含む)、運搬及び処分を行う場合、 災害廃棄物処理事業 により市町村の処理費用を支援 | 国：50% 特別交付税:47.5% 市町村：2.5% 農家：0 | 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 TEL:03-5521-8337 |